

金 監 督 第 50 号
令和 7 年 1 月 17 日

自動車損害賠償責任保険審議会
会 長 藤 田 友 敬 殿

金融庁長官 井 藤 英 樹

自動車損害賠償保障法第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 5 項の規定に基づき、全国自動車共済協同組合連合会及びその会員たる自動車共済協同組合の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係るものの一部を、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収受等を可能とするため変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

令和7年1月17日

金融庁長官 井藤 英樹 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 藤田 友敬

令和7年1月17日付金監督第50号をもって諮問を受けた事項に関する意見を
下記のとおり答申する。

記

自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、全国自動車共済
協同組合連合会及びその会員たる自動車共済協同組合の行う自動車損害賠償
責任共済の事業についての共済規程のうち事業の実施方法及び共済契約に係
るものの一部を、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収受等を可能と
するため変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについ
ては、異議はない。